26消安第4086号 平成26年11月14日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

島根県で採取された野鳥の糞便から高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出された事例に伴う防疫対策の再徹底について

昨夜、環境省から、京都産業大学の調査において、島根県安来市で採取された野生のコハクチョウの糞便 2 検体から H5N8 亜型の高病原性鳥インフルエンザウイルスが分離されたと発表されました。

高病原性鳥インフルエンザ (以下「本病」という。)の防疫対策については、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針 (平成 23 年 10 月 1 日農林水産大臣公表。以下「防疫指針」という。)のほか、「平成 26 年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の強化について」(平成 26 年 9 月 4 日付け 26 消安第 2841 号農林水産省消費・安全局長通知。以下「強化通知」という。)等により、家きん飼養農場における飼養衛生管理状況の確認、野鳥の侵入防止対策及び監視体制の強化等をお願いしてきたところですが、今回、国内で採取された野鳥の糞便において本病ウイルスが分離されたことを踏まえ、これまで以上に家きん飼養農場へのウイルスの侵入を警戒する必要があります。

つきましては、下記の事項を再度徹底し、家きんにおける本病の発生防止に 万全を期するようお願いいたします。

記

1 家きんの飼養農場における飼養衛生管理の改善指導の徹底について 家きんの飼養農場における家畜防疫員の立入りによる飼養衛生管理基準 の遵守状況の確認及び指導については、既に強化通知により実施していると ころであるが、未実施の農場があれば、早期に立入調査を行うこと。

その結果、改善指導が必要となる農場については、再度、立入調査等により改善状況を確認の上、改善されていない場合は至急改善するよう、指導を徹底すること。その際、特に、野鳥をはじめとする野生動物の侵入防止対策に不備がないことを確認すること。

2 早期通報の徹底について

家きん所有者等に対して家畜伝染病予防法(昭和 26 年法律第 166 号)第 13 条の 2 第 1 項の規定に基づく農林水産大臣が指定する症状(平成 23 年農林水産省告示第 1865 号)又は防疫指針第 4 の 1 の (1)の③に定める症状を呈していることを発見したときは、遅滞なく、管轄の家畜保健衛生所に通報するよう指導を徹底すること。

## 3 的確な初動対応の徹底について

都道府県が家きん所有者等から上記2の通報を受けた場合は、遅滞なく、 防疫指針第4の規定に基づく対応を的確に実施すること。

4 本事例に関する情報の共有及び連携体制の再確認について

我が国に既に本病ウイルスが侵入していることを踏まえ、本事例について、確実に畜産関係者等に周知するとともに、防疫指針第2の2の(8)に基づき、市町村、関係機関及び関係団体との連携体制を再度確認すること。